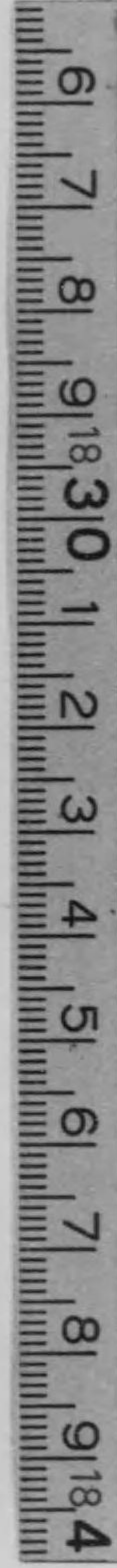


272.5

2

補習教育の要義

国立国会図書館



始



47042

榎山榮次著

補習教育の要義

東京目黒書店發行

2725-2



榎山榮次著

補習教育の要義

東京目黒書店發行

大正
8.3.12
内交

序

補習教育の必要を唱ふるの聲日に益々大なるもの
あるにも拘らず、之に關する研究の尙寥々として曉
星の感あるは余の常に遺憾とする所なり。今や歐
米の諸國相競うて補習教育の振興を圖らんとし、我
國亦世界の趨向に鑑みて斯教育の改善を期するの
時、之に關する意見を公表することの必しも無益な
らざるべきを信じ、茲に小冊子を公けにして大方の
批教を仰ぐこととせり。

多くの文字を臚列して紙數を増大ならしむるも多忙なる當事者の一讀を請ふこと能はざるべきを信じ、單に要點のみを掲げて小篇となしたること曩に公けにしたる「教育と統計」に同じ。委曲を盡す能はずと雖要義とする所は敢て脱漏せざるを信ず。

大正八年二月

著者識

補習教育の要義 目次

第一章	補習教育とは何ぞや	一
第二章	補習學校の特質	五
第三章	補習教育の必要	八
第四章	學校系統上補習學校の地位	三
第五章	補習學校の種類	一六
第六章	義務補習教育	二〇
第七章	補習學校の教科目	三三
第八章	補習學校の編制及教授時間	三六
第九章	補習學校の教授	四〇

第十章 補習學校の訓練……………四九

第十一章 補習教育と職業指導……………五七

目次終

補習教育の要義

横山榮次著

第一章 補習教育とは何ぞや



戦後の教育施設として考へなければならぬことは固より色々あるけれども補習教育の改善進歩を圖ることの如きは國家の將來の爲に殊に緊要である。其緊要なる所以を明かにし且つ實行上の方針をして誤なからしめんが爲には先づ以て補習教育の何であるかを知らなければならぬ。補習教育を主張する人の補習教育として考へてをる所は一様でない。或者は之を以て小學教育の延長に過ぎざるものゝ如くに考へ、或者は之を以て簡易なる實業教育に過ぎざるものゝ如くに考へてをる。二者共に一方

に偏したる考へであり、また餘りに單純なる解釋であると云はねばならぬ。補習教育には種々なる性質が含まれてゐる。補習と稱するからには其基礎と成るべき教育があつて、それに對し、補足の教育を爲すことを意味してゐる。基礎と成るべき教育とは云ふまでもなく小學校の教育である。中學校にもまた高等女學校にも補習科がある。是も一種の補習教育を行ふものと稱することが出来るけれども、今日輿論と成つてゐる補習教育は小學校の教育に對するものである。そこで茲に疑の生ずるのは小學校の教育は何故に補足を要するかと云ふことである。是には三つの理由がある。第一は小學校の教育のみでは一般國民に必要な教育として尙不十分であること。第二は生活準備の教育として尙不十分であること。第三は人間の教育適性即ち感化せらるべき性質は十二歳や十四歳で終らないばかりでなく寧ろ此年頃から二十歳頃までの間に於て顯著であるから此時代を其儘に放棄し置くことの出来ないことと云ふことである。第一の理由

に就ては小學校の修業年限を延長すれば宜からうと云ふ反論があるかも知れない。併しながら、我現在の國情では凡ての國民に對して八箇年の小學校教育を受けしむることは甚困難である。縱し八箇年の小學校教育を受けしむることが出来るとしても尙國民として、必要な教育を十分に爲し得ない理由がある。何となれば一般國民として是非とも教へ込んで置かなければならない事の内には相當の年齢に達してから後でなければ十分なる理解を爲さしむることの出来ないものがあるからである。例へば法制經濟に關する事項の如き國民として心得てをらなければならぬ大切なことであるが十四歳位ではまだよく理解せしむることは出来ない。又家事に關する知能を得せしむることも女子としては何人にも必要なことであるが、矢張り十四歳位ではそれに對する十分なる教育を爲すことは出来ない。小學校時代に於て是等に關する多少の指導を爲すにしても卒業して後稍世事を解するに至つてから更に其教育を爲すの必要がある。

即ち補習教育を必要とする一の理由と成るのである。第二の理由である生活準備の教育として尙不十分であるとは如何なることであるか、廣い意味で云へば學校の教育は凡て生活の準備を爲すものであると云ふことが出来る。併しながら之を狹義に考へたならば直接に生活の準備を爲すもの即ち職業に對する指導を意味すること、成るのであるから、それに對して小學校は十分なることを爲し得ないのである。何となれば小學校の時代で縱し農業や商業の一端を授けてをるとしても未だ職業的趣味が起らない、心身の發達も職業的指導を受くるには尙早いからである。小學校を卒業して實務に就きつゝある傍らに受くる補習教育であれば此指導を爲すのに最都合が宜いのである。第三の理由たる教育適性の尙顯著であると云ふことは何人も認むる所であらう。教育せらるべき性質の尙顯著であるに拘らず之を其まゝにして置いたときには種々の惡感化を受けることと成つて来る。それであるから僅かの時間でも繼續して教育を受

けしむるの必要を生ずるのである。

第一の不足を補はんとすれば小學校教育の繼續的仕事をしなければならぬ。又第二の不足を補はんとすれば一種の實業教育を行はなければならぬ。それから第三の不足を補はんとすれば青年修養の指導に努めなければならぬ。補習教育は此三つの不足を補ふ爲に行はるゝものである。即ち異なりたる種々の性質を含んでをるものと云はねばならぬ。小學校の義務年限が僅に六箇年であつて之を延長することの容易ならざる現狀に在りては第一の理由は殊に強きを爲すのである。

要するに補習教育は小學校の教育に對する補足の教育であつて、一般國民に必要な資質を造ると共に職業に對する指導を與へ又青年の品性を陶冶するものである。

第二章 補習學校の特質

補習教育を行ふ學校は云ふまでもなく補習學校である。補習教育は青年團體の如き會の仕事として自治的に行はるゝ事もあるけれども多くは補習學校に於て行はれる。補習學校の特質として擧ぐべきものは二つある。其一は前章に於て述べたる如く補足の學校であること、即ち小學校で學んだ所を補足する學校であること、其二は既に業務に就きつゝある者に其業務を中止せしめずして教育することである。蓋し程度の異なつてを二つの學校が直接に關係する工合には二つの種類がある。其一は兩者對立の場合であり、其二は一つが主と成り一つが従と成る場合である。兩者對立の場合と云ふのは小學校と中學校又は高等女學校との關係の如きものである。小學校と中學校又は高等女學校とは其間に連絡を保つてをるけれども、併し小學校は中學校や高等女學校に對する豫備校でもなく、又中學校や高等女學校は小學校に對する補足の學校でもない。即ち兩者對立するもので主と成り従と成るものではない。然るに學校と學校との間

には從屬の關係を保つものがある。其従と成るものが主と成るものよりも程度が低いときには之を豫備校と稱し其反對に従と成るものが主と成るものよりも程度が高いときには之を補習學校と稱する。獨逸の高等學校に對する「フリアシール」の如き又我舊高等學校令の大學豫科の如きは豫備校である。補習學校は豫備校の本校に對する關係を倒置にしたやうなものである。即ち其「プロバト」とする所は小學校である。併し従であるから其教育が輕いと云ふ意味は決して無い。唯小學校教育を補足完成するの意味を表すだけのことである。第二の特質たる業務に就きつゝある者、其業務を中止せしめずして教育すると云ふことは他の如何なる學校に於ても見ることの出来ない點である。乙種程度の實業學校の如きは尋常小學校を卒業したる者に簡易なる實業教育を施すものであつて小學校の教育に對する補足の教育であると見ることも出来る。併しながら實業學校は業務に就く前に其準備として實業教育を施し、補習學校は既に業務に

就きたる者を業を執りつゝある傍らに教育をするのを以て本體としてを
 る。勿論實際に於ては、補習學校であつても、未だ業務に就かざる者を教育
 し實業學校と殆んど區別する事の出来ないものもある。併しそれにして
 も毎日の教授時数は比較的僅かであつて家業を手傳ひながら教育を受け
 ると云ふ性質は必ず含んでゐるのである。女子の實業補習學校の如きは
 其一例である。

第三章 補習教育の必要

補習教育の必要なる所以は第一章に於て既に之に論及したのであるが、
 尙章を改めて一層之を明かにするの必要がある。小學校教育の補足であ
 る以上は小學校教育即ち國民教育を必要とする同一の理由に依て其必
 要を主張する事が出来るのであるが、其特に必要なる所以は第一には教育
 適性の最盛んなる青年の時代に於て惡感化を豫防すると同時に堅實なる

人格を成さしむることは本人のためにも又國家のためにも極めて重要な
 こと。第二には職業に對する指導を爲して實業的堪能を發揮すること
 である。

小學校を卒業してから成人に達する迄の數年間即ち所謂青年の時代は
 教育上極めて重要な時であり又極めて危険なる時である。此時代に於
 ける境遇感化の如何に依て善い人とも悪い人とも成るのである。此時代
 の経過が宜しきを得ないならば満足な人間を成すことの出来ないのみな
 らず、社會の爲に有害な人間を造り出すことゝ成るのである。西洋の或學
 者は云うた。一生涯の中小學校卒業後の青年時代ほど自由に勝手に且つ
 無責任に過ごされる時代は無い。青年は二度あるものかと云ふ考へで凡
 てのことが破壊せられると。獨逸の元帥ヘーゼラーも其著「兵役と教育」
 Hoeseler, *Wahrgeld und Erziehung*の中に左の如く述べてゐる。

小學校を卒へてから兵役に就くまでの數年間は一生涯中品性道德の發

達に對して最重要なる時である。それにも拘らず此數年間は多くは指導も教育も無くして過ごされる。此事は始めて入營する新兵に依りて證明せられる。教育と教訓とに依りて良く發達したる人格も無いではないが、道徳的關係が甚しく墮落して父國誠實義務等の概念を殆んど有してをらぬ者が澤山ある。其原因は子供が十四歳を以て小學校を去り又多くは父母の膝下を去りて商店又は工場に丁稚や徒弟と成り、それが爲父母の溫容に接することが甚少く或は全く已んで仕舞つてそれを補ふべきものが無い。さうして骨の折れる體の仕事のみをしてをる。青年の心は之が爲に鈍く成り其休息の時間は飲食店などに入出して無益に費消することと成るからである。一方では學校及家庭他の方では兵營此中間の時が青年をして易く放恣に流れしめ良からぬ勢力に忽ち巻き込まれる實に危険なる而も最大切なる時代である云々。

青年時代には二つの顯著なる特徴が生じて來る。一つは實質的であり

一つは理想的である。即ち實質上の特徴としては小學校と異なり其趣味が一方に偏して來る。それをよく導けば特殊の職業に適すると成り、指導宜しきを得ざれば天與の材を伸ばすことが出來ず、詰まらぬ人間となるのである。又理想上の特徴としては人生を解釋せんとする傾向を生じて來る。パウルゼンが此時代を名づけて説明時代と云うたのも其爲である。それから何事も他の干渉を受けずに自ら試みんとする傾を生じて來る。さうして多くの者は此時代に於て其生活に變動を生じ、他に雇はれたり徒弟と成つたりして、父母教師の監視を離れ其行動を自由にすることがため、これまで青年に隠匿せられてをつたことが赤裸々に露出せられて來る。そこで學校時代に教師や父母から堅く戒められたる教訓にも疑を生じて來る。恰も其時春情發動期と成るのであるから實に危険千萬であると云はねばならぬ。千九百十六年出版の米國教育年報に依りて見れば戦争が始まつて以來英國でも獨逸でも青年の犯罪者が著しく増加したのであるが、其原因

は父親の出陣して不在であることや「ボイスクラブ」などにてそれを指導すべき人の殆んど無く成つた事や戦争に依て青年が徒らに想像を逞しうするに至つたこと等であると云うてある。青年時代が斯の如く危険であるとすれば此時代に於て教育指導の途を開き青年をして安全なる發達を遂げしむることは實に重要な事であつて補習教育を必要とする主なる理由も此點に存してをると云ふことが出来るのである。

第二の理由たる職業に對する指導を爲して實業的堪能を發揮すると云ふことも亦重要な事である。昔の如き單純なる生活を營んでをつた時代ならばいざ知らず今日のやうに如何なる職業にも科學が適用せられて科學に關する多少の知識を有する者でなければ備主ばかりでなく備はれ人であつても殆んど手の出し様が無いのである。且又凡ての職業に於て分業が盛んになり機械が多く用ひらるゝに至つたに就ては労働者であつても單なる力わざよりは寧ろ頭の活きを要する仕事をしなければならぬ

いことが多く成つて來た。職業に就てをる一般の者に對して職業を執るに必要なる科學的常識を養ひ又其頭を造るのは實に補習教育の爲すべきことで補習教育を必要とする第二の理由は即ちそれである。産業の發達を圖り國の富力を増進することの極めて緊要なるは固より云ふまでも無いことであるが、それには教育に依て一般國民の實業的堪能を高めなければならぬ。一部少數の者に高き實業教育を施すばかりでなく、あらゆる國民を生産的ならしめなければならぬ。簡単に云へば實業教育の徹底を圖ると同時に其普及を圖らなければならぬ。實業教育の普及を圖るのは補習教育の方法に依るべきものである。

第四章 學校系統上補習學校の地位

補習學校は學校系統上如何なる地位を占むべきものであるか。是は次に攻究すべき問題である。小學校の教育は凡ての國民をして必ず受けし

むべきものであり、中學校、高等女學校、實業學校又は其以上の學校は一部の國民をして隨意に受けしむるものである。補習學校は其何れに屬すべきものであらうか。若し小學校の教育が國民の必ず受くべき最下限であつて、それだけで餘りの付くものならば、補習學校の如きは中學校、其他の學校と類を同じうするものであると云うても宜いと思ふが、第一章に於て既に述べた通小學校の教育は一般國民の受くべき教育として尙補足を要する。而かも其補足を補習學校に於て行ふべきものであるとしたならば、寧ろ小學校に近い性質を有してをるものと云はねばならぬ。即ち進んで高等の學校に入る者の外は誰でも之に入學すべき筈のものである。ザクセン及南獨逸に於て補習學校の事は其一般的なると特殊なるとを問はず、凡て之を小學校令の中に規定してあるのは小學校に近似のものと思ふ。然るに、我が國では實業補習學校は實業學校の種類として實業學校令の中に規定してあり、小學校令の中には補習科の事のみを掲げてあ

る。是は我國に於ける斯種の教育の發達上斯様なことに成てをるのであるが、補習科と實業補習學校とは一種の學校であつて、學校系統上寧ろ小學校の補足的學校として見るべきものであらうと思ふ。法規の上の基礎が明確で無い爲に補習學校の發達が十分でないと思ふことは外國に於ても屢々聞く所の非難であるが、我國の如きも同様の缺點があると云ひ得るかも知れない。パウlsenは其著書「現今の教化制度」(Paulsen, Das m. d. d. n. s. Bildungswesen)の中に教育の系統を三種に分ち補習教育を其第一種に入れをる。それは左の通である。

第一種	下流	第一段初等學校	基礎教授	第二段中等學校	第三段高等學校
第二種	中流	同上	同上	小學校の上級	實業補習學校
第三種	上流	同上	同上	市民學校	實業學校
				高等學校	大學

此案に依れば社會の如何なる階級の者でも國民としては同様の基礎教育を受くべきものである。即ち第一段に於ては皆同様であるが第二段第三段に於て異なりたる教育を受けるのである。補習教育は多數國民の受くる第三段の教育であつて、程度こそ低けれ其性質に於ては實業學校や大學と對立すべきものである。

第五章 補習學校の種類

補習學校の組織は多種多様であるけれども之を大別して普通補習學校と實業補習學校との二種類とすることが出来る。勿論如何なる補習學校も實際生活に役立つやう教育するものであつて、廣い意味に於ては皆實業的であると云ふことも出来るのであるが、併しそこに特殊の實業に限定したるものと然らざるものとの區別がある。特殊の實業を目的とすることなく一般に通ずべき實際的教育を施すものは之を普通補習學校と稱する

のである。即ち其生徒を特殊の職業に就てをるものとして見るのではなく、廣く種々の職業に就てをるものとして見るのである。我國で云へば小學校令に依る補習科は此種類に屬するのである。獨逸では普通補習學校は南獨逸及中部獨逸に之を見るのであるが、北獨逸には全く之を見ない。千八百九十五年に出たヴェルテンベルグ王國の普通補習學校に關する法規の第一條に普通補習學校は小學校の繼續であると規定してをる。

教育の目的を特殊の實業に限定しそれに適するやう教育する學校は實業補習學校である。其内容は目的とする實業の種類に依て異なる譯であるから、之を大別して農業、工業、商業の三種類とすることが出来る。ジールクス著「獨逸の補習學校」(Siercks, Das deutsche Fortbildungsschulwesen)には實業補習學校(Die berufliche Fortbildungsschule)を四つの見點より分けてをる。即ち(一)男女の性より分てば男子實業補習學校女子實業補習學校の二種と成り(二)法律上の見地より分てば義務的半義務的及隨意的の三種と成り(三)其

目的とする所に依て分ては商業工業農業及家事の四種と成り(四)其組織に依て分てば特設と附設との二種と成ると云ふのである。(三)に擧げてあるもの、外は補習學校の全體に對する分類であつて實業補習學校の分類ではない。實業補習學校としては目的に依て分つて至當とする。併し家事は凡ての女子の必ず學ぶべきものであるから之を職業の一種と見るのは不適當である。寧ろ普通補習學校の一種と見た方が宜いと思ふ。

補習學校は前にも述べた通一般國民の就學すべき小學校に近い性質を帯びてをるのであるが、併し小學校でも無ければ又實業學校でも無い。一般陶冶を基礎として實際的教育を施す一種の學校である。さうして廣く實際生活を考慮するときは普通補習學校と成り之に反して特に或職業を考慮するときは實業補習學校となるのである。然るに茲に疑問と成るのは實際生活を考慮すれば、結局特殊の職業を考慮せざるを得ないのであるから、普通補習學校と云ふことは殆んど意味を成さないではないか、補習學

校は悉く實業補習學校たるべきものではないかと云ふことである。此疑問に對して余は次の如く答へようと思ふ。

實際生活を考慮する場合に結局或種の職業を考慮せざるべからざるは勿論であるが、それを考慮するにしても、一種の職業に偏することなく、生徒の就いてをる職業の種類に應じ數種の職業に對して共に必要な教育を施すならば之を普通補習學校と云うて差支ないと思ふ。

大都會に在つては同種の職業に従ふ者のみを集めて一組と爲し其職業を目標として教育を施す事が出来る。小町村でも同種の職業に従事してをる者の多數である場合例へば漁村又は工場所在地の如きも同様の教育を行ふ事が出来る。即ち斯様な地方は余の所謂實業補習學校を設置するに適してをるのである。然るに小都會に於て種々の職業に従事してをる者が混住してをつたときにはどうであらうか。斯かる場合には普通補習學校の組織を採り狭く限定せられざる教育を施すやうにするのが適當で

ある。但し選擇科目等を設けて職業に依り斟酌を加ふるの餘地を存することは必要である。若し生徒の半數は同種の職業に従ふ者であり他の半數が種々の職業に従ふ者であるならば、實業補習學校と普通補習學校と混じたる組織としても宜いと思ふ。法令の上に實業補習學校と云うてをるのは必ずしも余の茲に述べてをる所とは一致してをらない。理論的に分類をすれば前陳の如く成るのである。

第六章 義務補習教育

國民の凡てをして一樣に或程度の教育を受けしむることは國の存立及其發達に必要なべくからざるものである。それであるから國家は凡ての國民に残りなく受けしむべき最少限の教育を規定して之を強制するのである。それが即ち義務教育である。然るに此最少限度を如何なる程度に止むべきかと云ふことに就ては議論が分れるのである。國の民度が進ん

で來て經濟上の事情が許すものならば其程度を高むることに對して何人も異存の無い譯であるが其經濟事情が果して何程の義務教育を許すかと云ふことに就ては各人の見解に差異を生ずるのである。我現行の制度では六箇年の小學校教育を以て義務教育としてをるに過ぎない。これだけの義務教育では現時内外の狀態に照らして不満足である。經濟事情も亦強ちこれだけに止めて置かねばならぬ狀態ではない。國運の發展を期し國際競争に引けを取らないやうにするには義務限度を高めなければならぬと云ふことは教育社會の輿論たるのみならず其以外に於ても屢聞く所の聲である。そこで茲に攻究しなければならぬのは現在の義務限度は如何に之を高むべきか其年限は如何に延長すべきかと云ふ事である。義務教育は必ずしも小學校の教育に限るべきものでない。又其教科目の如きも必ずしも普通教科目に限るべきものではない。苟も國家の存立發達の爲一般國民に受けしむるの必要を認むる以上は其他の教育でも又其他

の教科目でも義務的に之を課することゝ成るのである。國民の生産力を高むることの刻下の急務たる點より考慮するも青年時代の極めて重要な時代にして之を其儘に放棄し置く事の國家社會の爲甚危険なる點より考慮するも補習教育を義務とすることが極めて必要である。それであるから義務限度を高むると云ふことの中には單に小學校の義務年限を延長することばかりでなく補習教育を義務とする事をも包含するのである。是等の問題を如何に解決すべきかに就て述ぶるに先だち茲に外國に於ける義務補習教育の概況を擧ぐるの必要があると思ふ。

義務教育を早くから實行して居つたのは獨逸である。獨逸は今回の戰爭に正義人道に反して迄も其軍國主義を振り廻はしたるが爲今や哀れなる状態に陥つてをるのであるが、戰爭前には産業上著大の進歩を爲し英米をして遜色あらしむるの状況を呈したのである。而かもそれは補習教育の普及し徹底した結果であると云はれてをる。獨逸に在つては八箇年の

義務教育が比較的正しく行はれてをるが尙足らずとして義務補習教育を行ふに至つたのである。千八百六十九年に發布せられたる獨逸帝國工場法 (Reisungsgewerbe ordnung) では市町村又は其他の自治團體の規定に依り十八歳以下の傭人に必ず補習學校の教育を受けしめ又工場主をして其就學に必要な時間を與ふるの義務を負はしむる事に成つてをる。普魯西では此法律に基き市町村の意見に依り義務補習教育を實行してをる所が多い。併しながら補習教育を義務にすることは國家の爲すべき當然の仕事である。それを最下級の自治團體に任せて其意志に依り實行せしむるが如きは理論上誤つてをるのみならず實行上にも種々の困難がある。普魯西では之に關して議論があつた。其結果千九百十一年義務補習教育に關する法律案が議會に提出せられ人口一萬以上の都會では必ず補習學校を設置し其住民には十八歳まで補習教育を受くるの義務を負はしむるの案であつたが是は成立するに至らなかつた。

南獨逸では早くから義務補習教育が行はれてをる。即ち巴威里では七箇年の小學校を卒業したる後三箇年間日曜學校に入るか然らざれば補習學校に入らざるべからざる事に成つてをり、巴丁では八箇年の小學校教育を卒へたる後男子は二箇年女子は一箇年、ヴェルテムベルグでは男女とも二箇年、ザクセンでは男子のみ三箇年補習教育を受けざるべからざる事に成つてをる。其他の聯邦でも多くは義務補習教育を實行してをる。獨逸に於ける補習教育の缺點とする所は其年限の長からざる事と普魯西其他に於て義務とすべきや否やを下級自治團體に任せてをることである。今回の大戦中巴威里では義務年限を十八歳まで延長したと云ふことが瑞西の教育新聞に見えてをつたが果して然るや否や明かに分らない。

佛國では義務教育の年限は滿六歳より十三歳までに成つてをるが、滿七歳までは幼稚級として幼稚園に等しき教育を施してをるから小學校としての年限は六箇年しか無い。それに佛國の制度では滿十一歳以上の兒童

は試験に依て初等小學校修了證書を受け残りの義務を免除せられることが出来るから五箇年の小學校教育を受けたるに過ぎずして世に出る者も少くないのである。さうして補習教育は義務教育に成つてをらない。今度の戦争の刺戟に依て義務年限を確實にし且つ補習教育をも義務としなければならぬと云ふ自覺が高まつて來た。其結果千九百十七年即ち一昨年の四月に文部大臣ルネー(ヴィヴィアニ)は青年教育に關する法律案を議會に提出した。此案にては小學校卒業後に於ける青年教育の時期を分ちて二期としてをる。其第一期は十三歳より始まつて男子は十七歳女子は十六歳まで、あるが此時期に於ける教科目は體操、國語、歴史、地理、農業、工業、商業、漁業及家事經濟に關する事項並に其實習等であつて、最少の義務時數は一箇年三百時間である。其中五十時間は普通教科目、百五十時間は實業教科目、百時間は體操に之を充てる。第一期は於て規定の教科を少くとも三箇年修めた者は試験の上更に第一期の學習を續ける義務を免除せられ

ることがある。第二期は男子は十七歳より二十歳まで女子は十六歳より十八歳までである。但し其前に結婚する時は其結婚するまでである。義務教科目は男子に對しては(イ)國語、歴史、地理、法制、經濟、(ロ)體操、射的、兵式教練、女子に對しては(イ)國語、歴史、地理及家事、經濟、(ロ)裁縫、衛生及醫術の初歩及育兒である。又義務最少時限は一箇年二百時間で内百時間は普通教科目、百時間は男子の體育又は女子の家事に充てなければならぬ。第二期の教科を二箇年間修めた者は試験を受けて残りの義務を免除せらるゝことが出来る。それから此案では補習科を修了した者に官公吏と成り得べき資格を與へてをる。此改革案は中々思切つた提案であるが、其後内閣の交渉があつて未だ決定の運びに至らない。

英國に於ても戰時中に義務教育及補習教育に關する法律案が提出せられ是は既に實行せらるゝことと成つた。元來英國では帝國議會は義務教育に關する最少限度の要求を定め其制限以上は地方廳の意見に依て定め

ることとしてをる。即ち英倫ヴェールズに於ては七地方は五歳より十三歳までを義務期間とし他の三百二十七地方は五歳より十四歳までを義務期間としてをる。併しながら十三歳までに五箇年間三百五十日宛の就學をした者には特に就學を免除し、又十二歳まで五箇年間三百日の授業を受けた者には一部の義務を免除することに成つてをるので、イングラム出版の千九百十八年の年報に依て見れば英倫ヴェールズの小學校兒童總數は六百萬で内百分五は五歳未滿の者及十四歳以上の者であり其他は多く五歳乃至十二歳の者である。十二歳以上に成れば退學者は激増し證明書を得て去る者は二十萬人もある。十四歳まで小學校に留る者は四十萬人に過ぎない。さうして補習教育は佛國に等しくまだ義務教育とは成つて居らなかつた。今回の戰爭に依て小學校の義務教育を確實にし且つ補習教育をも義務教育と爲さんとする主張を生ずるに至つた。千九百十七年の八月文部大臣フイッシャは教育法案を議會に提出しそれが修正せられ

て昨年八月に議會を通過し愈實行せらるゝことゝ成つた。此法律では一樣に十四歳までは小學校に在學せしむることゝし其以前には一切例外を許さない。之と同時に義務補習教育に關することを規定し十四歳より十八歳までの青年をして少くとも一箇年三百二十時間の教授を受けしむることゝしてある。但し此法律發令の日より七箇年間は十六歳まで義務を免除せらるゝことに成つてをる。是も中々思切つた案であるが而かも可決確定して今や實行の運びに進んでをる。

瑞典では小學校教員であつて而かも全國教員會の會長であるリデンと云ふ人が新たに文部大臣と成つたが、さすがは教育者の出身だけあつて着々教育の改善を圖つてをる。義務補習教育に關する法律案は昨年一月より實行することゝ成つた。其法律に従へば市町村では男女兒の小學校卒業生を一箇年三百六十時間づゝ十八歳に至るまで義務として補習教育を受けしむることが出来る。

之を要するに世界の趨勢は義務教育を擴張し補習教育をも義務として之を受けしめんとする状態に成つてをると云うて差支なからうと思ふ。此大勢に後るゝことなく我教育の進展を期せんが爲には我現在の義務制度を如何に改むべきか、補習教育の將來を如何にすべきかに就て十分なる考慮を費さねばならない。此問題を解決するには先づ六箇年の基礎教育を行ふことの適否に就て考ふる事が必要である。余の見る所を以てすれば六箇年の基礎教育を行ふ事に成つてをる我國の現制度は其宜しきを得たるものである。凡ての國民をして均しく受けしむべき共通基礎の教育としては六箇年位が適當であるやうに思はれる。千九百十六年ワシントンの教育局で出版したバンカーの「公立學校組織改革論」(Bunker, Reorganization of the Public School System)には學校組織の理想として米國に於ける新運動の實行を期してをる所のものは日本の學制とアルゼンチンの學制とに一致してをると云うてある。アルゼンチンの制度は小學校が六箇年中

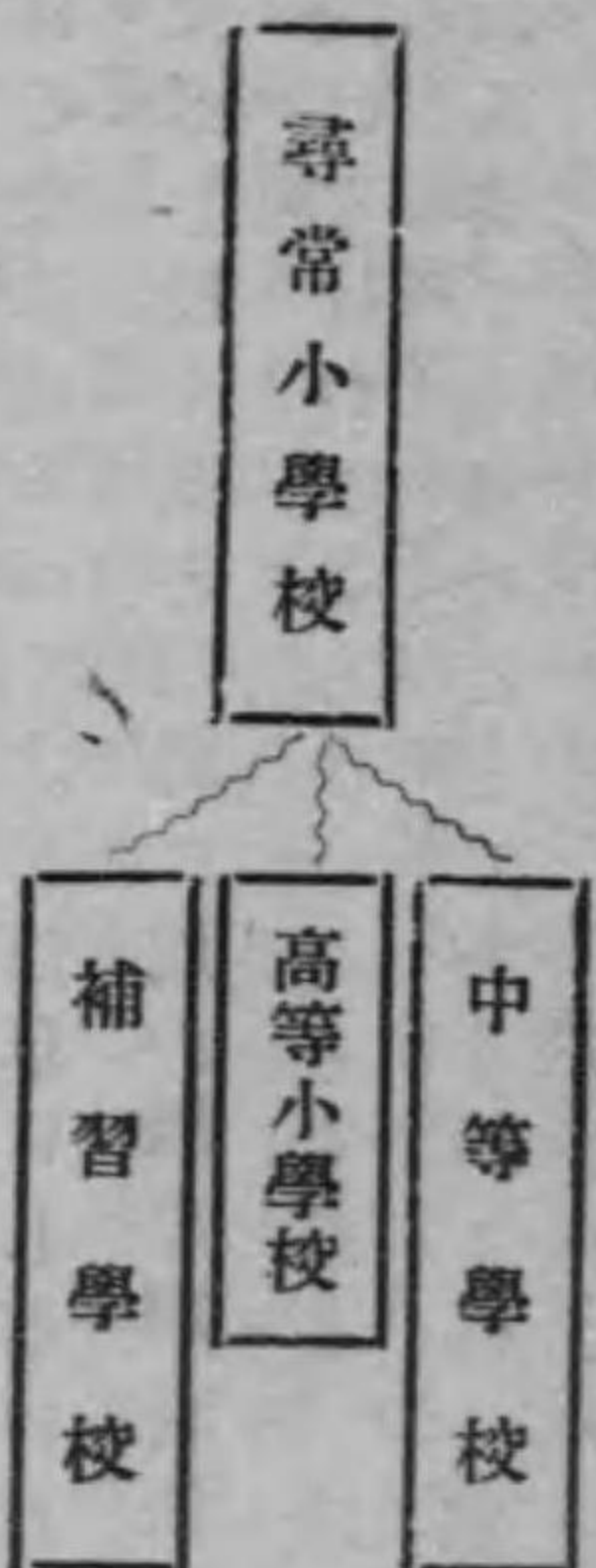
學校が五箇年で其上に三箇年又は四箇年の専門學校又は大學がある。小學校中學校は、我國のそれと全く同様である。米國カリフォルニア州のバークリーと云ふ所では所謂六三三組織 (Six-three three grouping) に基きて改革を行つた。即ち六箇年の小學校の上に三箇年の初等中學校と三箇年の高等中學校とを繼續せしめるのである。米國には小學校の第七學年及第八學年と中學校の第一學年とを合せて所謂中間學校 (Intermediate-School) を組織し特別な教育を施さんとしてをる所もある。即ち基礎教育を六箇年とすることは米國に於ける新傾向である。瑞典に於て最近に改革した學制に在つては小學校は六箇年である。獨逸に於て開戦後其主張を高めつゝある統一學校説 (Einheits Schule) にあつても基礎教育を六箇年とすべしとの意見が多い。千九百十六年獨逸小學校教員會の意見を代表するものとしてテッスが書いた獨逸の統一學校 (Tava, Die deutsche Einheits Schule) と云ふ本にも、國民の凡てが入學すべき基礎學校を六箇年とし其上に三箇

年の中間學校があり又其上に三箇年の高等學校がある。三箇年の中間學校に入學し得ざる者の爲には二箇年の作業學校があり、又高等學校に入學し得ざる者の爲には實業學校がある。

さて斯の如く歐米の新傾向は基礎教育の年限を六箇年と爲さんとしてをるやうであるが、我國の現制度は、おのづから此新傾向に一致してをるのである。余の見るところを以てすれば我六箇年の基礎教育は之を改むるの必要が無からうと思ふが、併しながら義務教育の期間は基礎教育にのみ限るべきものでは無い。基礎教育の外に補足の教育、仕上げの教育をも義務とすべきものである。然るに其補足教育は如何に行ふべきかと云ふに就ては種々の意見がある。即ち補習教育のみを以て此補足を爲すべしとの意見もあれば更に高等小學校の教育を受けしめ然る後補習教育を爲すべしとの意見も立つのである。余を以て見れば今の高等小學校と乙種程度の實業學校とを合せて同種類のものとして爲し、之を現在の高等小學校に比して

一層實業的のものたらしめ、又之を現在の乙種實業學校に比して一層補習教育のものたらしめ、それを義務教育とするのが宜いと思ふ。若し土地の情況に依り凡てを高等小學校に入らしむることが困難であるならば補習教育を受くることを以て此義務に代へることが出来るやうにするが宜いと思ふ。斯く云へば補習教育は高等小學校の教育の代用たるに過ぎざるもの、如く考へらるゝかも知れないが、それはさうでない。補習教育の耕すべき本來の畠は寧ろ高等小學校を卒へて後の數年間である。そこで茲に疑問と成るのは何歳までを義務期間とすべきか又一箇年何時間を義務時數とすべきかと云ふことである。余の見る所を以てすれば男子は十八歳女子は十六歳までを以て義務期間とし、其義務時數は高等小學校の教育に代るべき期間即ち尋常小學校を卒へて二箇年間は一箇年四百八十時間（毎週十二時以上とし其他は百六十時間（毎週四時）以上にしたならば宜いかと思ふ。補習教育を義務とすべきや否やは教育行政上重要な問題である

が、余は近き將來に於て其實行せられんことを希望するものである。尙以上述ぶる所を圖解すれば左の如くである。



第七章 補習學校の教科目

補習學校に於ける教授材料の實際生活に適切なるものでなければならぬことは上來述べ來つた所に依り明かであるが、其教材は之を二種類に大別することが出来る。其一は一般國民に必要なもの或は凡ての職業に通じて必要なもの、其二は特殊の職業に必要なものである。前者は

之を普通教材と稱し後者は之を特殊教材と稱する。普通教材として認むべきものは修身、國語、算術、地理、歴史、理科、圖書、體操、法制、經濟、家事、裁縫等であり、又特殊教材として認むべきものは農業、商業、工業に關する諸教材である。是等の教材は何れも補習教育の材料たるべき性質を具へてをるのであるが併しながら之を獨立の教科目として課すべきや否やは別問題である。補習學校の教授時數は他の諸學校の教授時數の如くに多く無いから其教科目の數は成るべく之を簡單にしなければならぬ。即ち國語として文字文章を授けると同時に地理、歴史、理科、法制、經濟又は家事等に關する知識を授けなければならぬこともある。修身に關する事の最重要であるのは云ふまでも無いことであるがこれも都合に依ては國語其他の教科目の中で授けることが出来る。獨立の教科目にしないため其事が疎かに成るとするのは偏した考へである。方法宜しきを得ざればたとひ獨立の教科目としても教科目を設けざるに比し何等優つてをる所の無いばかりでな

く反て之に劣ることもある。現行の我實業補習學校規程第三條但書に「修身は國語に附帶して教授することを得」と規定してあるのは教授時數の少い學校の爲に便宜を開いたのであつて決して修身教授を輕視した譯では無い。昨年十月帝國教育會の主催に依て開かれた全國實業學校長會議では此但書を削除し補習學校に於ては必ず修身科を授くるやうにしたいと云ふ決議をした。是は道德教育に重きを置くためであらうと思ふ。其趣旨は賛成であるが教授時數の如何に拘らず必ず修身科を置かしむると云ふものには賛成しない。同様の教科目でも教材の程度内容の異なるに隨ひ或は普通教科目と成り或は特殊教科目と成ることがある。例へば裁縫の如き其教材を一般婦人に必要な程度内容に止めたならば普通教科目と成り、若し然らずして之を一種の職業と爲し得べき程度内容に進めたならば云ふまでもなく特殊教科目と成るのである。理科圖書の如きも其内容に依て特殊教科目と成ることが少くない。絶對的に普通教科目であるのは

修身體操位のものであらう。それであるから普通教科目、特殊教科目又は實業教科目と云ふのは其主とする所に就て名づけたものと云はねばならない。精密に云へば教科目ではなく一々の教材に就て分類をしなければならぬ。

普通教材の中修身に屬する事項の重要なものは前に既に述べた所であるが、國家公民たるに必要な知識即ち主として法制經濟に關する知識と女子に對する家事に關する知識とは補習教育として特に力を注がなければならぬものであると思ふ。何となれば是等の事項は縦し小學校に於て多少之を授くるとしても心身發達の關係上十分なる指導が出来ないからである。西洋では圖畫は多くの職業に密接なる關係あるものとして實業學校及補習學校の重要な教科目と成つてをるが、我國ではさほどに重きを爲してをらない。是は確に缺點である。農業や商業は圖畫に關係を有することが少いとしても工業に屬するものは圖畫の力を要せざるものが殆

んど無いと云うても宜い程である。將來は圖畫教授に改善を加へ少くとも工業補習學校に於ける重要な教科目たらしむるやうにする事が必要であると思ふ。それから農業に在つても工業に在つても理化學に關する知識を與ふる事が殊に必要である。前にも述ぶる通、補習學校は實際の業務に就きつゝある者を教育する事を以て本位としてをるので、實務の練習は其職業に於て毎日行つてをるのであるから、實業學校のやうに多く實習を爲さしむるの必要がなく、又其時間もない。それであるから實習よりも寧ろ理論的基礎を與へて、毎日執りつゝある實務を確實ならしむることが必要である。即ち凡ての職業の基礎と成り且つ其進歩を促すべき理化學の知識に重きを置き、圖案を造り計畫を建つるの助けと成るべき圖畫の教授に重きを置くの必要あるは是が爲である。斯くの如く多く實習を爲さしめて實技の熟練を得しむることよりも寧ろ實習の基礎と成り助けと成るべき知能を與へることは補習學校の實業學校と異なるべき一要點であ

らうと思ふ。

之を要するに補習學校の教科目は土地の情況や本人の事情等に依りて斟酌すべき點は他の諸學校よりも遙に多いのであるが、普通教科目としては、其形狀の如何に拘らず、國民としての性格を得しむるに必要な修身其他の教材を必ず包含すべく、また特殊教材としては職業の基礎を造るに足るべき理化圖畫等を授くるの必要があると思ふ。職業に就てをる者は兎角其運動が一部に偏するものであるから、身體の各部を調和的に運動せしむる體操を爲さしむることが必要である。全國實業補習學校長會で補習學校の教科目に體操を加ふることの決議をしたのは適當のことであると思ふ。

第八章 補習學校の編制及教授時間

補習學校の編制には二つの方法がある。其一は他の普通の學校に等し

く學年を以て、編制の單位と爲し、同一學年の生徒を以て一學級を造るのである。若し十二歳より十八歳までを補習教育の期間としたならば六學年と成り各學年一學級を造るとすれば全體が六學級と成るのである。其二是は教科目を以て編制の單位とするのである。是は教科目に依りて學級を分つのであつて教科目の數だけそれを學ぶ生徒の組み數が出来ると譯である。併し同じ教科目でも其程度に依りて甲乙丙の如き等級的の組を設け、程度の低い方から段々と修めしむるやうにすることも出来る。此編制法に在つては生徒は年齢の如何に拘らず其希望に依りて一科目又は數科目を修むる事が出来るのである。それであるから甲の教科目に就きては程度の低い組に加つて年齢の若い者と一緒に學習し、乙の教科目に就ては程度の高い組に入つて年上の者と一緒に學習することもあり得るのである。學年標準の編制に在つては一人の生徒の屬する學級は常に一つであつて、且つ一定の順序に依り進級するのであるが教科目標準の編制に在つてはさうで

ない。同一の生徒が甲教科目の級にも入り又乙教科目の級にも入ることがあるのである。

教科目標準の編制法は各自の必要とする教科目を選んで修めることが出来るから年長者などの希望に應じ得る便があるのみならず、工業の範圍の廣くして生徒に依て修める科目の區々に涉る場合には寔に都合が宜い。併しながら此編制法は知能啓發のみに偏して人格の陶冶を等閑に付するの傾きを有つてをる。縦し修身科は凡ての生徒の必ず修めざるべからざるものと定めても教科目を學得することが主眼と成つて訓育のことはおろそかに成り易い。それに若し義務補習教育を實行するの曉には或程度までは劃一の教育を施すの必要を生ずるであらうから、教科目本位の編制法ではどうしても都合が悪い。教育的見地よりすれば學年標準の編制法に左袒せざるを得ない。尤學年標準の編制法を採るにしても他の普通學校の如く學級と學級との分界を八釜敷して其間に融通のきかないものと

するには及ばない。自由選擇の出来る科目を多くして其の科目だけは數學年の生徒を一緒にして教授することの出来るやうにするのが必要である。

補習學校の編制に關して述べべきことは大要右の通であるが、次は其教授時間に就きて攻究しなければならぬ。前にも述べた通、補習學校の特徵は既に業務に就きつゝある者に對して適當なる教育を施すとである。其結果として茲に二つの特徴が生じて来る。それは教授の時數及時期が教育上不適當であること、多くは特有の教室を具へてをらぬことである。業務を執るのに支障の少い範圍に於て時數及時間を定め随つて其教室の如きも借り物で間に合はせること、成るのである。此事あるが爲動もすれば補習教育を以て餘計な仕事であるかの如く考ふるのは大なる誤と云はねばならぬ。

補習學校の每週時數が他の學校に比して少いのは學校の本質より来る

當然の結果である。多いほど宜いのは勿論であるが、業務の傍ら學ぶのであるからさう多くする事は出来ない。獨逸の補習學校は少きは毎週一時間多きは十時間に達してをる。英國の教育令では一箇年三百二十時間であるから四十週とすれば毎週八時間である。我國に於て若し義務補習教育を實行するとせば高等小學校に代るべき時期即ち十二歳より十四歳までは毎週十二時間以上十四歳より十八歳までは六時間以上とすべしと云ふことは前に既に述べた所である。十八歳以上尙補習教育を行ふ場合には或は毎週二時間位でも宜いかと思ふ。教授時數の事は地方の實況に應じなければならぬのであるから一概に論ずることは出来ない。規程の上でのみ時數を多くして實際に出席する者の少いと云ふことでは其甲斐が無いから此點は當事者の特に考慮すべき所である。

教授の時期に就きて考ふべきことは二つある。其一は一日中の如何なる時に教授すべきかと云ふこと、其二は一年中の如何なる季節に教授すべ

きかと云ふことである。就務の傍ら學に就かしむるには一日中如何なる時が宜いかと云ふに、是は教育上の要求と業務上の要求と全く反對である。即ち業務上差支の無い時間は教育上不利なる時間であり、教育上適當なる時間は業務上割き得ざる時間である。それであるから双方とも多少の讓歩を爲して、補習教育の効果を擧ぐるやうにしなければならぬ。適當なる時間を割いて多少生産力を減ずると云ふ事は直接には如何にも損害であるやうに思はれるが、併しながら補習教育を受けたる結果生産的能率を増進することゝ成るのであるから、實質的に考へても結局は決して損害と成らないと思ふ。補習教育の時間は多く夜間である。是は業務の都合上己むを得ないことでもあらうが一日活動して疲労を極めたる後數時間の課業を受けしむると云ふことは無理なることである。出来るならば午前中仕事を始める前に授けることにしたいものである。歐洲の農村地方では小學校の課業が始まる前に一時間づゝ補習科生徒の教授を爲してを

る所もある。これは適當なる方法であると思ふ。若し已むを得ず夕方から授業を始めなければならぬとしても晝間の仕事は成るべく早く切り上げ授業の終りが餘り遅く成らぬやうにすることが必要である。普魯西の訓令では補習教育に適當なる時間を午後五時より七時までであるとし且つ遅くも八時過に成らないやうにすることを要求してをる。

一年中の季節に關しても業務上の要求と教育上の要求とは一致しない。教育上より云へば年中平らに教授時間の配當せられんことを望み業務上より云へば閑散の時期にのみ配當せられんことを要求する。農村地方の補習學校では十一月頃より始めて翌年の三月頃まで教授を爲し農繁期には全然教授を爲さざる所が多い。是は業務の都合上已むを得ないことであらうが余の見るところを以てすれば農繁期と雖毎週一二時は必ず教授を続けるやうにしたいものである。さうでなければ折角温めた事柄も忽ち冷えて仕舞ふからである。

之を要するに教授の時數及時期を定むるに就ては業務上の都合を斟酌すべきこと勿論であるが補習教育の國家社會の重要事項たるを思へば業務上多少の不便は之を忍びても斯教育をして有效ならしめんことを期せなければならぬ。

第九章 補習學校の教授

前章述ぶる通補習學校の教授時數は他の普通の學校よりも遙に少く且つ一日中に於ける教授の時期は晝間の仕事に依り疲れはてたる後等にて教授を爲すに不便なる時である。それであるから教授上第一に注意すべき事は其材料を出来るだけ精選し、有益にして而かも興味多き事項のみに止め且つ成るべく冗長なる談話や無用の手數を省きて生徒をして徒勞せしむる事の無いやうにすることである。概して今日の學校教授には中々無駄が多い。餘計な説明を爲し餘計な手數を掛けて時間を徒費すること

があるにも拘らず而かも大事な所の抜けてをることが少くない。此無駄なる所を取除いて肯綮を失はしめぬやうにするのが學校教授の缺陷を補ふ所以であつて進歩改善を圖るべき重要な問題である。教授時間の切り詰つてをる補習學校に在つては此點に注意することが殊に必要である。教授時間の多からざる上に生徒の出席も亦他の諸學校の如く規則正しく無いのであるから其教材をして系統的のものたらしむる事は困難である。それであるから連絡したる系統的の教材よりも教授の各時限に於て纏りをつけ得べき一つ一つの材料を斷片的に授くる方が宜いと思ふ。中等以下の諸學校に在つては何れも其教授をして土地の情況に適合せしむるやう努めなければならぬのであるが補習學校に在つては殊にさうである。土地の情況に適合せしめんが爲には教授材料の取捨選擇に關して十分なる努力を費さなければならぬ。是は何でも無いことのやうであるが實際に於ては中々困難である。無用の説明を省き而かも生徒の理解を容易

にするには適當なる標品掛圖を具ふると共に巧に圖解法を適用しなければならぬ。補習學校の教室として小學校の教室を借用するが如きは已むを得ざることであるとしても其教授用具までも借物だけで間に合せよとするのは補習學校に於ける教授の性質を解せざるものである。圖解法を適用して生徒の理解を容易にすることは歐米に於ける教授法の最近の進歩である。我諸學校の教授法に在つては圖解法を適用する事が甚少く隨つて之に關する研究も亦甚幼稚である。黑板を使用することがあつてもそれは多く文字を書き示す爲である。黑板を使用するならば文字を書き示すことよりも寧ろ多く圖解を爲すことにしたいものである。補習學校の如き説明を少くして理解を易くするの必要ある所では圖解法の研究が殊に必要である。圖解法に就ては拙著「新教授法の原理及實際」の中に詳述してあるが黑板上に略圖略畫を書いて事物の關係を明かならしむることである。手早く圖畫を書いて生徒の理解を易くすることは一種の熟

練である。此熟練を得たる教師は教授法の練磨が出来た者と云うて差支ない。必ずしも圖畫に巧みなるを要しない。教授事項の要點を十分に考慮して如何にすれば生徒の心に適合するかを理解すれば大抵は出来るのである。補習學校の教師たる者常に此點に心掛けて教授の準備を爲すの際如何に圖解すべきかと云ふことを必ず考慮するやうにしたいものである。若し咄嗟の間に黑板上に圖解することが困難であるならば前以て簡明なる圖を紙面上に造り置き、それを示して教授をすれば宜いと思ふ。簡短にして客觀的なることはモンテッソーリが主張したる教授の原則であるが補習學校の教授は殊に簡明にして直觀的ならんことに注意しなければならぬ。

疲勞したる生徒を相手にして教授するのであるから、成るべく生徒の氣分を新にすべき方法を探らなければならぬ。單調なる講義を續けて其疲勞を増すが如きは生徒をして課業を倦厭せしむる傾向を造るのみであ

る。成るべきだけ直觀的方便物を適用し又適宜發問法を用ひ生徒を活動せしむることに努めなければならぬ。生徒の質問の如きは時間の許す限りは無下に之を斥けることなく、適當なる指導を與へて自發自動の精神を涵養するやうにしなければならぬ。過勞を避けしむるには心身活動の變換に注意することも亦必要である。即ち晝間執りつゝある業務の性質に應じて教授上に斟酌を加ふるの必要がある。若し生徒の多數が身體の一局部をのみ活動せしむる業務に就きつゝある場合には始め數分間輕易なる體操を爲さしめ然る後課業を始むるを可なりとする。實驗實習を主とする最近の教授主義は補習學校にも亦適用すべきであるが、教授時數の少いことゝ其就てをる業務の性質とに依り實驗實習を爲さしめ得ない場合が少くない。

第十章 補習學校の訓練

補習教育を必要とする所以は知能啓發の爲ばかりでなく事ろ青年の徳性を涵養する爲である事は第三章に述べたる所に依て明かである。それであるから補習學校に在つては知能啓發を主とする教授の方面に力を入るゝばかりでなく品性を陶冶すべき訓練の方面にも注意しなければならぬ。余の見るところを以てすれば訓練は二様の形に於て行はれる。其一は教示であり他の一は暗示である。教示とは明らかに教へ示すこととて例へば勉強せよ孝行せよ横着をするな虚言を云ふな朝寢をするなと教へるやうに爲すべきことと爲すべからざることを直接に指し示すことである。普通の詞で云へば教訓である。暗示は之と異なり明らさまにそれと示さずして知らず識らずそれを悟らしむるのである。例へば教師自ら範を示して自然に感化を受けしむるが如き若しくは精勤者を賞して怠る者を勵ますが如きは暗示である。教育者自身が勤勉であり忠實であり朝寢もせず横着もしないならば朝寢をするな横着するなと八釜敷云はずとも生徒は

それに感化せられて自然に早起きを爲し勉強を爲すやうに成る。小言を云はないでうるさく教へないで實行せしむることが出来るならばそれ程結構なことは無い。併しそれは教育をする者が非常に偉い人物であると同時に訓練を受ける者も正直で而かも悟りの宜い者である時に辛うじて望み得るのである。孔子や釋迦やクリストですら多く説法をしなければならぬ世の中であるから何等の教示を爲さずして暗示のみに依り人を教育することは殆んど不可能である。それであるから訓練の効果を擧げんとするには暗示と教示とは相俟つて行はなければならない。訓練は教師と生徒と相接する場合に行はれるものであるが補習學校に在つては教師生徒の相會すること毎日二三時間に過ぎないのであるから此間に於て暗示を爲し教示を爲す事は甚困難である。併しながら立派なる人格の人は短時間生徒に接しても大なる感化を與へ僅に口を開いても強き刺戟と成るものであるから補習教育の任に當る者は其責務の重大なるを思ひ

常に人格の修養を怠ることなく身を以て範を示すことに努めなければならない。時々談話會運動會等を開き又は遠足を企てなどして生徒との接觸を多くすることは訓練上望ましいことである。

補習學校の訓練に關して第一に注意すべき事はよく青年の心理を解して之に適したる訓練法を施すことである。青年の時代に成れば他の干渉を嫌ふこと甚しく何事も自ら試みんとする傾きを生じて來る。自ら試みんとする傾きあればこそ段々と獨立をするやうに成るのである。此事を辨へないで餘計な世話を焼いたときには勞多くして反て其効果を收むる事は出來ない。それであるから補習學校に在つては自治自動の主義に依て其生徒を導くやうにしなければならぬ。自治自動とは唯單に自由を許すと云ふ事ではない。自ら判斷して自ら實行せしむる事である。自ら判斷して自ら實行することは青年の悦ぶ所である。さうしてそれが他日立派な國民たるに必要な條件であるとすれば補習學校の訓練に自治自動

の主義を採ることの適當なるは云ふまでもないことである。此事は我國民の缺點を補ふ爲にも都合が宜い。我國は家族主義を以て成立の要義としてをる。家族主義には歐米個人主義の企て及ぶべからざる美點があるから將來永く此主義を持続せざるべからざるは勿論であるが併し家族主義にも亦缺點がある。それは依頼心をあまりに多からしむことである。子はいつまでも親の脛をかぢらんとし親は老いて其子の厄介に成らんとしてをる。親子相依り相輔くるは固より結構なことであるが併し其關係の必ずしも麗はしい状態で行はれるものでないと云ふことは新聞紙上に屢表はるゝ忌はしき出來事に依て證明することが出來る。是は經濟上の關係から來るもので昔のやうな單純な生活を爲してをつた時は兎も角も今日に在つては免れ難い勢である。此關係をしてどこまでも麗はしきものたらしめんにはどうしても自治自動の精神を發揮しなければならぬ。國民何れも自治自動して他人の厄介と成らざるやうに心掛け而かも一致

協力して事に當らば國力を増進することも出来るのである。自ら主動者と成つて爲したる事には責任の感を生ずるものである。他から指圖せられて不本意ながらした事には責任の感が起らない。責任の感の乏しいことは我國民の缺點とする所である。立憲帝國の國民としては今少し銘々に責任を重んずるやうに仕向けて行かなければならない。この點から考へても自治自動の主義を探ることが必要である。勿論補習教育と云うても十二歳から始まつて十八歳頃までにも及ぶのであるから其程度に應じて著しく手加減を異にしなければならない。即ち始めの程は多く指圖を爲し年の進むに従つて段々と干渉を少くしたとひ教師の考へて爲さしめたことでも彼等自らの發意で爲したるものゝやうにして行くことが必要である。自治自動の主義に依て訓練をするときは教師の手数が省けて教師の爲には仕事が軽く成るかの如く考へてをる人もあるがそれは誤である。自治自動の精神を十分に發揮せしめようとするには間接に種々の指

導をしなければならぬ。之がために教師の仕事が輕減せらるゝよりも寧ろ多く世話が焼けるのである。

補習學校に於ける訓練の方法は思想感情を導くものと實行を馴らすものとの二種類に分つ事が出来る。思想感情を導くものとは種々の會合を催ふして有益なる談話を聴かしめ若しくは圖書室を設けて良好なる書籍を讀ましむるが如きものである。朝起會を設けて朝起を勵まし登山會を企て、體力を練らしむるが如きは實行を馴らすものである。實行は結局の目的であるけれども併しそれに達する順序として思想感情を善導することにも重きを置かなければならぬ。

自治自動の精神を發揮すると共に共同一致の精神を涵養することも亦緊要である。其方法としては多くの事を成るべきだけ共同作業の形に於て爲さしむる事が必要である。共同作業とは數人協同して一つの目的の爲に仕事をする事である。例へば農業の實習をしたり又は運動會を催

ふしたりする場合に各人に對して別々に其仕事を擔任せしめず少くとも五六名協同して一つの仕事を引受けしむるやうにするのである。是は何でも無いことのやうであるが、共同の精神を養ひ且つ共同の目的の爲に各自の我儘を抑制せしむることと成るので、社會的生活に必要な性格を造ることが出来るのである。ケルシエンスタイネルが共同作業を以て國民教育の重要な方便であるとしたのはそれが爲である。各自の利害を顧慮せずして共同の目的の爲に活動すると云ふことは國家公共の目的の爲に盡すの基礎と成るので、寔に重要なことである。學校の課業の如きも銘々別々の學習ではなく共同の研究であるが如く考へしむることが必要である。教科目標準の編制よりも寧ろ學年標準の編制を探るべしと云ふことは此點からも主張することが出来る。補習教育をして有效ならしむるが爲青年團體を組織することの必要な所以も亦茲に存してをる。補習教育を以て青年團體の事業とすることには賛成することが出来ない。

れども、補習學校と青年團體との聯絡を密接にし出席の督勵等に利用するばかりでなく、學校の仕事と青年團體の仕事とを合體せしめ共同一致の精神を發揮することに努めなければならぬ。

青年者たる補習學校の生徒を指導するには餘りに急迫なる仕方ではなく、自然自然に理想とする所に近寄らしむることが必要である。丁度曳網で魚を捕へるやうに遠巻にして段々と寄せて來るのである。網の張り方が餘りに狭く而かも其曳き方が餘りに急速であれば大魚を捕へることが出来ないと同じことに、こせこせした訓練の仕方では其効果を收むることが出来ない。

第十一章 補習教育と職業指導

職業指導 (Vocational guidance) と云ふことは歐米に於ける最近の教育問題であり又社會問題である。職業指導なる語には種々の意味が含まれて

をるが、北米合衆國の教育局に於て發行した全國教育會の特別委員の報告にかゝる、中等教育に於ける職業指導 (Vocational Guidance in Secondary Education) と云ふ小冊子に次の如く云ひ表はしてをる。

職業指導とは職業を選択し、それに就くの準備を爲し、それに入るの手續を爲し、及其進歩を圖るに就き各人を助くる爲企劃せられたる繼續的作用である。

此解釋に従へば單に職業選擇に關する指導を與ふるのみでなく其職業に就くこと、定めた後でも就業するまでの準備を教へ、如何にして其職業に入るべきかを知らしめ、又既に業に就いてからでも其進歩向上を圖るに就きて指導を與へることをも意味してをる。獨逸では職業の選擇 (Berufswahl) と云ふ語を用ひてをるが、英語の方は意味が廣くて宜いと思ふ。

蓋し人間として社會共同の生活を營む以上はどんな者でも己に適當なる地歩を占めて其最善を盡すやうにしなければならぬ。聾者啞者盲人

の如き癡人ですらそれ相應に活動すべき地歩がある。一人でも其所を得ざる者なく而かも皆其天性に適したる地位に立ちて活動をした時には獨り本人の幸福たるのみならず國家社會の爲にも亦得策である。斯様な國家こそ始めて完全なる理想的國家と稱すべきである。四海の廣き匹夫も其所を得ざれば聖人にて己の憂と爲す、一人でも其所を得ざる者はなく人々其職分を盡すやうにするのは聖人の教であつて今日の政治も之に異ならずと云うて宜からうと思ふ。然るに實際に在つては凡ての國民に皆よく其所を得しむると云ふ事は中々六敷い事、社會の各方面に其所を得ない者がある爲に到る所怨嗟の聲を聞くのである。其所を得ないと云ふことは要するに其稟性能力興味其他の事情に對して職業其宜しきを得ないと云ふことである。是は其人生涯の不幸であるばかりでなく、之を大にすれば國家社會の不幸である。己に適せざる職業に従事したときには生れながら有つてをる天性を發揮することが出来ない。それであるから常

に不満の念を以て充たされ安んじて職に就てをることは出来ない。他の地位が常に羨ましく世の中が自分に對してのみ最不公平であるかの如くに思はれて絶えずくよくよしてをる。それであるから職業其宜しきを得ざるときは第一には本人生涯の不幸であり第二には社會の或部分をして其不得意なる所に活動せしむるものであるから經濟的に不利益であり第三には不平の分子を多くするから國家社會の爲に危険である。國家社會をして健全ならしむるには危険思想の防遏に努むることも必要であらう。併しそれよりも國家社會の要素たる各個人をして其所を得しむるの策を講ずることが根本的である。如何にすれば各個人をして其所を得しむることが出来るか。是は經世家の考へなければならぬ重要な問題であるが職業指導は實に此問題を解決せんとするものである。人間の將來は不可思議なる運命に依てのみ支配せらるゝものであるとするのは謬見である。生徒の天性と周圍の事情とを考察して適當なる指導を加へたなら

ば豫期したる結果を持ち來すことは必ずしも出来難い譯ではない。

職業指導に關して考ふべき場合は三つある。其一は小學校を卒業したのみで業務に就く者其二は中等學校を卒業して直に業務に就く者其三は中等學校を卒業して更に高等専門の學校に入學する者である。此三つの場合は程度を異にし事情を異にしてをるのであるから職業指導の方法も亦其趣を異にしなければならぬ。小學校を卒業したのみで業務に就く者は國民の大多數であるが學校を去るに先だち職業に關する多少の知識を與へ若し事情が許すならば其選擇に關する助言を與へなければならぬ。既に就業したる後も職業の監視 (Employment Supervision) を爲し其將來を誤らしめざるやうに指導することが必要である。義務補習教育の制度が行はるゝやうに成つたならば此間に於て凡ての者が補習學校に通學する。さうして補習學校の教師が凡ての職業監視を爲し得るやうに成るのである。青年従業者の監視は教育機關に依て爲さるゝでなければ決して

満足なる効果を見ることは出来ない。補習學校は此監視を爲し此指導を爲すに最適してをる教育機關である。補習學校は生徒の家庭其他備主と密接なる聯絡を保ちて適切なる職業指導を爲すやうにしなければならぬ。既に業務に従事したる者でも其材能に對し甚不適當なる場合もある。斯る場合には他の適當なる業務に轉ぜしむるを可なりとすることもあらう。或は又さまで必要も無いのに漫に轉業を希望することもあらう。此際適當なる指導を與ふることは實に大切なる事であり又甚困難なる事であるが其責務は補習教育に従事してをる者の担ふべきものである。補習學校の生徒中には業務に就きつゝあつても未だ將來の業務を定めぬもののが少くない。それ等に對しては職業指導を爲すことが殊に重要である。

(をばり)

大正八年三月五日印刷
大正八年三月十日發行

定價金參拾五錢



補習教育の要義

著者 槇山 榮次
 發行者 東京市京橋區南傳馬町二丁目五番地 目黒 甚七
 印刷者 東京市京橋區西紺屋町二十七番地 佐久間 衡治
 印刷所 東京市京橋區西紺屋町二十七番地 株式會社 秀英 舍

發行所

東京市京橋區南傳馬町二丁目
新瀨縣長岡市表四ノ町〔本店〕

目黒書店

電話京橋二一六三番(長) 電話長岡一八番
振替口座二八〇九番(岡) 振替口座三六一九番

77042



終